「三角港波多マリーナ」における指定管理候補者の選定結果について

熊本県では、熊本県港湾管理条例第１６条の規定に基づき、「三角港波多マリーナ」の指定管理者の公募を行った結果、１団体から提案書類の申請があり、土木部指定管候補者選考委員会での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

１　施設の名称　三角港波多マリーナ（宇城市三角町波多字郷開２８６４番地１１５）

２　指定管理候補者

三角町漁業協同組合
代表理事組合長　石本　重治
宇城市三角町三角浦１１６０番地の１５３

３　指定期間　令和９年(2027 年) ４月１日から令和 14 年(2032 年) ３月３１日まで(予定)

４　選定理由

指定管理候補者である三角町漁業協同組合は三角港波多マリーナで求める施設管理の内容を満たす提案を行い、安定的な運営が可能となる人員及び財政基盤を有し、施設運営に関する専門的能力があること等が評価されたため。

５　指定管理候補者の事業計画の概要

① 船舶利用者の安全啓蒙・放置艇への指導助言と防止
② 利用者への必要な情報提供による安全の確保
③ 利用者・訪問者等利益にとらわれず公平な対応

以上の点を柱に三角港波多マリーナのイメージアップにつながる管理運営を行う。

６　土木部指定管理候補者選考委員会の審査結果

(1)開催日　令和８年（2026 年）１０月１４日
(2)委　員

委員長　重石　光弘　（熊本大学大学院先端科学研究部教授）
委　員　甲斐　郁子　（税理士）
委　員　森髙　啓喜　（弁護士）
委　員　井寺　美穂　（熊本県立大学総合管理学部教授）
委　員　鄭　一止　（熊本県立大学環境共生学科准教授）

(3)指定管理候補者に関する意見

① 三角港波多マリーナの指定管理候補者として三角町漁業協同組合は適当。
② 三角町漁業協同組合の提案内容は、三角町波多マリーナで求める施設管理の内容を満たしており、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有し、施設運営に関する専門的能力があること等を評価した。（採点集計結果は別紙のとおり）